

## 店舗一覧

岡谷市	本店	岡谷市郷田二丁目1番8号	☎(0266)23-4567
	川岸支店	岡谷市川岸上一丁目3番1号	☎(0266)23-3308
	長地支店	岡谷市長地源一丁目1番40号	☎(0266)27-4123
	今井支店	岡谷市赤羽二丁目3番1号	☎(0266)24-0123
	田中町支店	岡谷市田中町二丁目7番17号	☎(0266)24-0121
	童画館通支店	岡谷市中央町一丁目3番8号	☎(0266)22-0811
下諏訪町	下諏訪支店	諏訪郡下諏訪町16番地	☎(0266)27-5678
	湖浜支店	諏訪郡下諏訪町6183番地1	☎(0266)28-2611
	御田町支店	諏訪郡下諏訪町3160番地8	☎(0266)28-0311
諏訪市	上諏訪支店	諏訪市諏訪二丁目1番9号	☎(0266)52-1680
	六斗橋支店	諏訪市豊田273番地	☎(0266)53-5111
	清水町支店	諏訪市清水二丁目1番3号	☎(0266)53-6633
	飯島支店	諏訪市四賀2331番地2	☎(0266)53-6511
	住宅ローンセンター		☎(0266)56-1660
	湖岸通支店	諏訪市湖岸通り四丁目10番16号	☎(0266)58-7880
	上社前支店	諏訪市中洲188番地	☎(0266)57-1931
茅野市	茅野支店	茅野市塚原二丁目2番4号	☎(0266)72-4125
	茅野本町支店	茅野市本町東14番3号	☎(0266)72-1611
	宮川支店	茅野市宮川4489番地1	☎(0266)73-3013
	北山支店	茅野市北山6708番地1	☎(0266)77-2021
富士見町	富士見支店	諏訪郡富士見町富士見3585番地3	☎(0266)62-3131
	富士見東支店	諏訪郡富士見町落合10060番地2	☎(0266)62-7500
原村	原支店	諏訪郡原村11889番地1	☎(0266)79-5011

## ごあいさつ

皆様には平素より諏訪信用金庫に対しまして、格別なご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

当金庫の現況について、皆様に深くご理解いただくため、平成26年度上半期の業績・活動状況について「諏訪信用金庫の近況(半期)報告2014.9」を作成いたしました。

本冊子を通じて、当金庫に対する一層のご信頼を賜ることができれば幸いに存じます。

当金庫は、今後も地域発展のために努力して参りますので、変わらぬご愛顧とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

会長 **花岡 征好**  
理事長 **今井 誠**



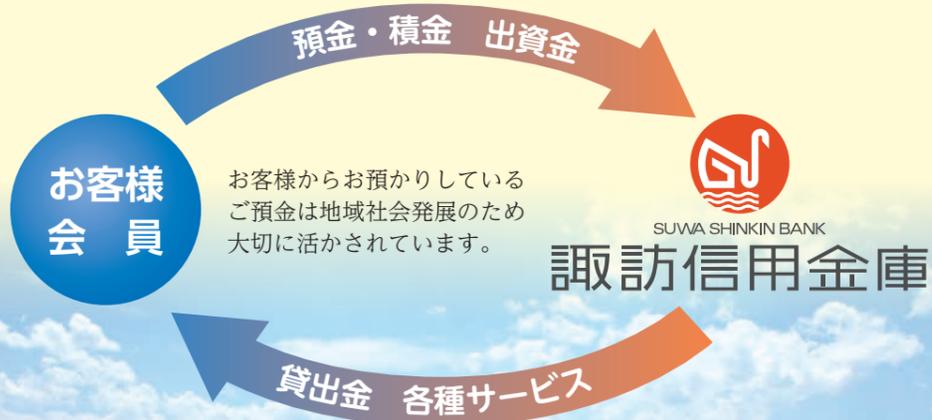
諏訪信用金庫について (平成26年9月末現在)

創 立	昭和12年3月6日
本 店	岡谷市郷田2丁目1番8号
出 資 金	8億99百万円
会 員 数	21,630人
店 舗 数	22店舗
店外ATM	26ヶ所
常勤役員	270人
預 金	3,461億80百万円
貸 出 金	1,501億13百万円

## 諏訪信用金庫と地域社会

当金庫は、諏訪地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている協同組織金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育、スポーツ振興といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



## 平成26年度上半期トピックス・社会貢献活動

- 4月 ●職員1名ジェトロ(日本貿易振興機構)へ派遣
  - 「女性応援!プロッサムキャンペーン」を実施(～6/30)
  - 新入学児童へ黄色いハンカチ配布(交通安全障害保険付)
- 5月 ●「森林の里親契約」締結
  - 第16回塩嶺王城パークラインハーフマラソンへの協賛
  - 信寿会旅行(静岡県方面)を7月まで順次実施
  - 諏訪湖アダプトプログラムへの参加(10月まで全5回実施)
- 6月 ●献血事業の実施
  - 中小企業向け補助金セミナー開催
  - 「特殊詐欺に関する諏訪広域連携協定」締結
- 7月 ●笠原書店岡谷本店出張所ATMコーナーオープン
  - 新本店開店20周年記念「池上彰講演会」開催
  - 諏訪東京理科大にて学生向け金融講義
  - ユース・ビジネスクラブ主催「定期総会及び講演会」を開催
  - 各地区の夏祭りへ参加(～8月)
  - 「第1回しんきんカップ少年サッカー大会」を開催
- 8月 ●「すわしん未来経営塾」を開催(11月まで全4回開催予定)
- 9月 ●第8回八ヶ岳縄文の里マラソン大会への協賛
  - 六斗橋支店改修工事竣工式
  - ユース・ビジネスクラブ主催「松本信用金庫との若手経営者交流会」を開催

### 森林の里親事業の実施

当金庫は、諏訪市の北真志野生産森林組合と5月に「森林の里親契約」を締結しました。



森林整備に企業などが協力する県の事業を活用した契約で、里親となる当金庫は諏訪市湖南青木沢の組合所有林の「美しく、災害に強い森林」を目指した整備に、協働して取り組みます。

10月25日には初めての森林整備活動を実施し、枝打ち作業や櫓木作りに汗を流しました。



### 警察3署との協定

当金庫と、岡谷、諏訪、茅野の3警察署は6月9日、本店で「特殊詐欺に関する諏訪広域連携協定」を結びました。

諏訪地方では5月末時点で、前年1年間の被害件数を上回る過去最悪のペースで被害が増え、手口も巧妙化する一方です。

撲滅に向けた地域を挙げた取り組みは急務で、当金庫のお客様と信頼感を持った接点の深さが期待されています。



### 第1回しんきんカップ少年サッカー大会の開催

当金庫は7月19日、諏訪湖ヨットハーバースタジアムで「第1回しんきんカップ少年サッカー大会」を開催しました。

少子高齢化が進む中で、次代を担う子供を積極的に支援する地域貢献活動の一環として、初めて少年サッカーの分野に取り組みました。

大会には地元12チームが出場。W杯ブラジル大会が終わった直後とあってサッカー熱は高く、多くの保護者らが声援を送る中で、子供たちはゴールを目指して果敢なプレーを見せました。



### 土偶「仮面の女神」国宝に指定

茅野市で発見された縄文時代の土偶「仮面の女神」が、8月国宝に指定されました。

1995年に国宝指定された土偶「縄文のビーナス」とあわせ、国宝土偶2体を所有する地域となりました。

当金庫では、特別金利「縄文定期預金・定期積金」のキャンペーンを実施したほか、茅野市が官民挙げてポロシャツ着用で街を盛り上げるイベント「女神のクールビズ」に茅野市内の支店が協力しました。



## 【 預金・貸出金の状況 】

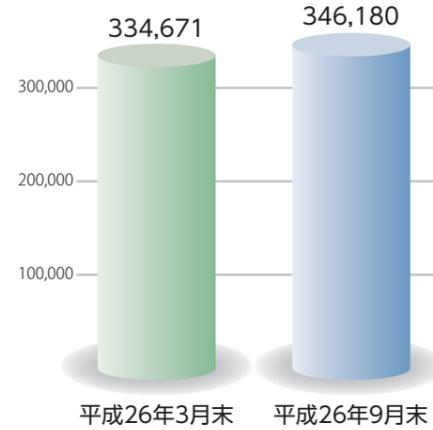
(単位：百万円)

### 地域に密着した営業活動を行っています。

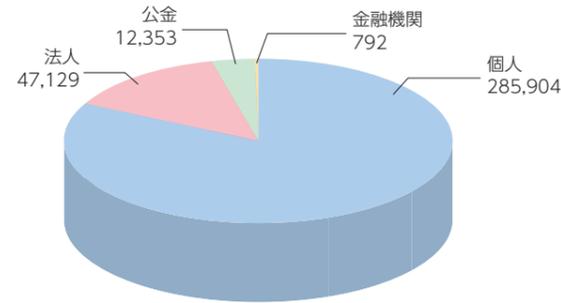
預金残高は、地域の皆さまとの信頼強化に努め、大切なご預金を継続してお預けいただき、前期末比115億8百万円増加（増加率3.43%）の3,461億80百万円となりました。

貸出金残高は、厳しい経済状況に回復の兆しがみられ、一部に資金需要はあったものの、総体では依然、設備投資意欲は弱く、前期末比31億3百万円減少（減少率2.02%）の1,501億13百万円となりました。

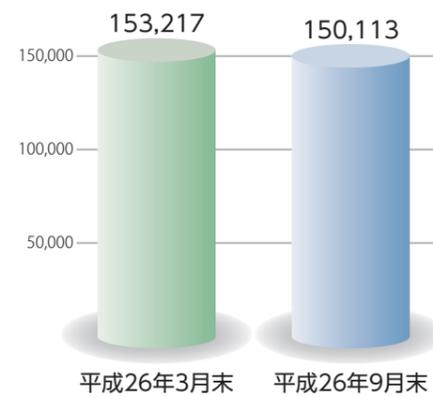
#### ● 預金残高の推移



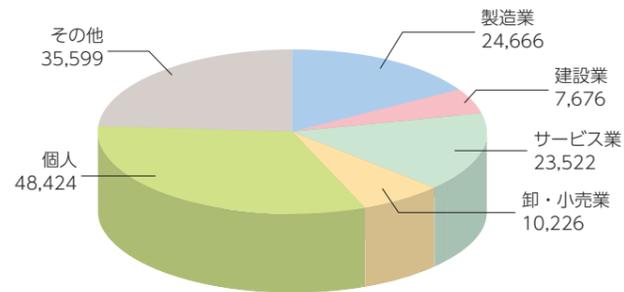
#### ● 預金の人格別構成



#### ● 貸出金残高の推移



#### ● 貸出金の業種別構成



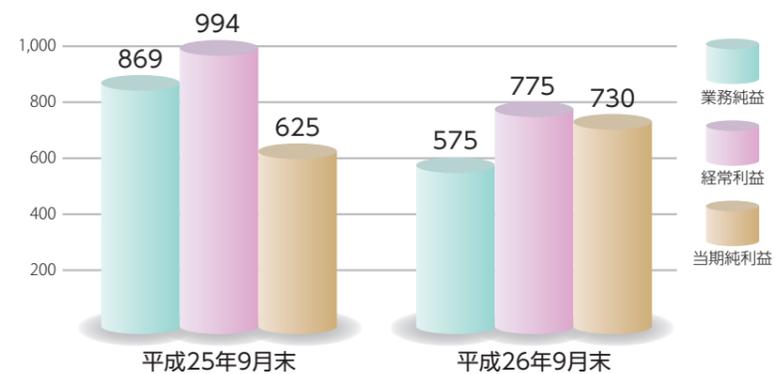
## 【 損益の状況 】

(単位：百万円)

### 皆様に安心していただける安定した収益を確保しています。

金融機関の主要業務活動による利益を示す業務純益は前年同期比2億93百万円減少し、5億75百万円となりました。

また、経常利益は前年同期比2億18百万円減少し7億75百万円、当期純利益は同1億4百万円増加し7億30百万円となりました。今後も、お客様のニーズにお応えできる業務展開と安定的な収益確保により、「安心と信頼」のさらなる向上に努めてまいります。



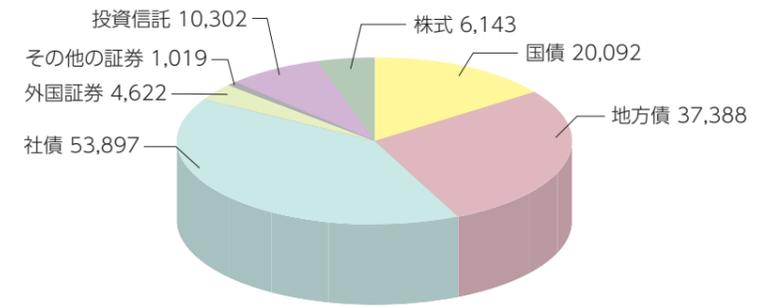
## 【 有価証券の状況 】

(単位：百万円)

### リスクの少ない債券で運用しています。

有価証券残高は、前期末比40億円増加し1,334億65百万円となりました。

有価証券の運用については、国債、地方債および格付けの高い債券を中心とした、安全性重視の運用を心掛けております。



その他保有目的	平成26年3月末					平成26年9月末				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	4,076	5,513	1,436	1,462	25	4,063	6,122	2,058	2,078	19
債 券	105,687	109,931	4,244	4,305	60	103,079	107,906	4,827	4,839	11
国 債	22,579	23,963	1,384	1,386	1	18,572	20,092	1,519	1,519	-
地 方 債	33,876	35,357	1,481	1,484	3	35,714	37,388	1,673	1,673	0
社 債	49,232	50,609	1,377	1,433	55	48,792	50,426	1,634	1,645	11
そ の 他	9,548	10,322	773	909	135	12,252	13,544	1,292	1,364	72
合 計	119,312	125,767	6,454	6,676	221	119,395	127,573	8,178	8,282	103

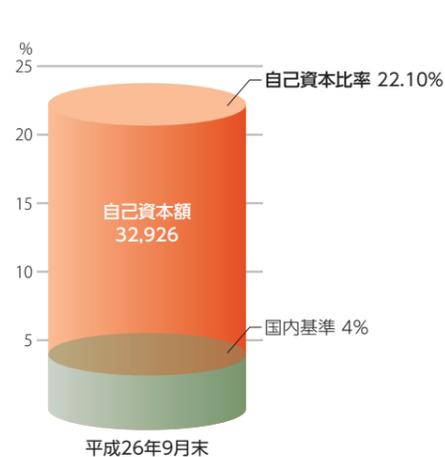
満期保有目的	平成26年3月末					平成26年9月末				
	取得原価 (償却原価)	時 価	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	時 価	評価差額	うち益	うち損
債 券	3,976	4,078	102	103	0	3,471	3,570	99	99	-
社 債	3,976	4,078	102	103	0	3,471	3,570	99	99	-
そ の 他	3,299	3,320	20	53	32	2,399	2,398	△1	13	14
合 計	7,276	7,399	123	156	33	5,871	5,969	98	113	14

## 【 単体自己資本比率の状況 】

(単位：百万円)

### 極めて高い安全性を保持しています。

自己資本比率は金融機関の健全性を示す指標として用いられ、その水準が高いほど、経営がより健全であることを示しています。当金庫の平成26年9月末における自己資本比率は22.10%であり、金融庁告示に定めている国内基準4%を大幅に上回っております。なお、平成25年度より新自己資本比率規制に改正されております。



項 目	平成26年3月末	平成26年9月末
コア資本に係る基礎項目(A)	32,005	32,992
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定	31,803	32,534
コア資本に係る基礎項目に算入される引当金	202	457
コア資本に係る調整項目(B)	-	66
自己資本額(C) = 【(A) - (B)】	32,005	32,926
信用リスク・アセット額	139,306	139,314
資産(オン・バランス)項目	139,215	139,119
オフ・バランス取引等項目	85	100
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	5	14
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,611	9,611
リスク・アセット等(D)	148,918	148,926
自己資本比率【(C) / (D)】	21.49%	22.10%

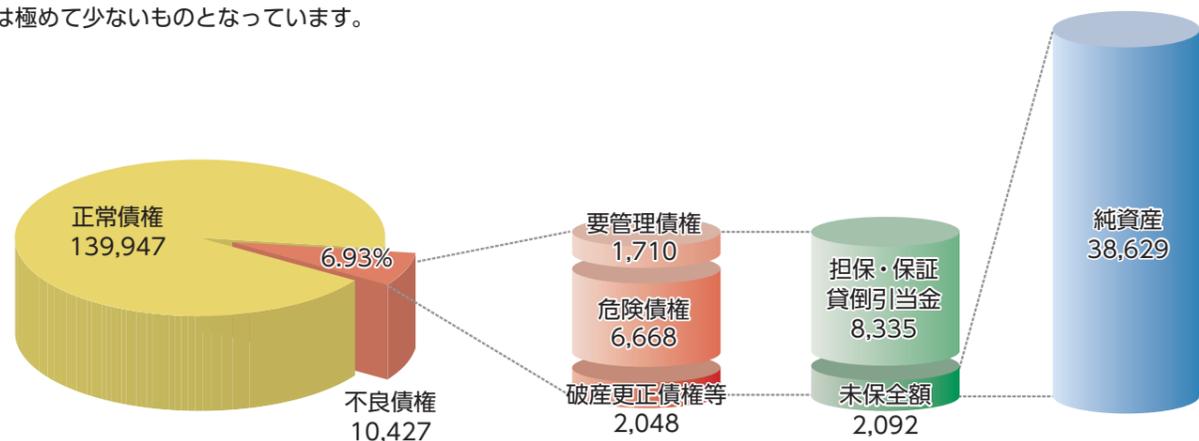
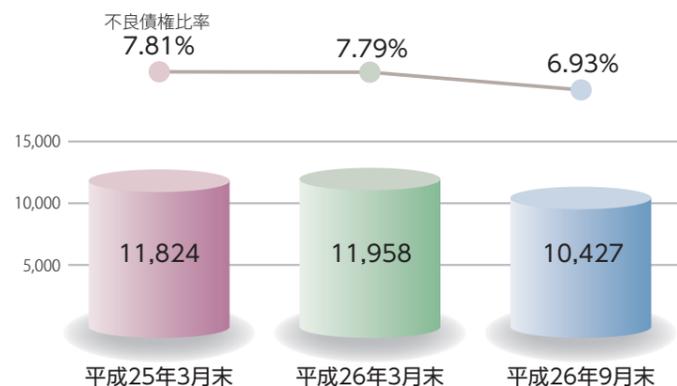
(注) 単体自己資本比率については、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月末より新告示に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 【 不良債権の状況 (金融再生法の債権区分による開示 (単体)) 】

(単位: 百万円)

### 不良債権への備えは万全です。

当金庫の自己査定基準により厳格な自己査定を行なった結果、平成26年9月末の金融再生法に基づく不良債権額は、前期比15億31百万円減少し、104億27百万円となりました。この不良債権104億円すべてが損失となるものではありません。回収が確実に見込まれる担保や保証、不足分に対する貸倒引当金で83億円がカバーされており、保全率は高い水準であります。未保全となっている額は20億円となりますが、これに対して純資産額386億円を備えており、不良債権が経営に与える影響は極めて少ないものとなっています。



区 分	平成25年3月末	平成26年3月末	平成26年9月末
正 常 債 権	139,488	141,518	139,947
要 管 理 債 権	1,437	1,740	1,710
危 険 債 権	5,407	7,024	6,668
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	4,979	3,193	2,048
総 与 信 合 計	151,312	153,477	150,375
不 良 債 権 比 率	7.81%	7.79%	6.93%

- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 要管理債権  
「三ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権  
破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

## 【 金融円滑化への取組み 】

(単位: 件・百万円)

当金庫は、金融円滑化法の期限到来 (平成25年3月末) 後も、地域社会の繁栄と発展に奉仕するという経営理念のもと、地域密着型金融の推進とともに地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 金融円滑化対応状況 (平成26年9月末時点)

	中小企業・個人事業主のお客様		住宅資金をご利用のお客様	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付の条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	5,362	104,815	200	2,346
うち 実行	5,186	102,555	148	1,775
うち 謝 絶	60	483	19	234
うち 審 査 中	44	458	1	7
うち 取 下 げ	72	1,317	32	328

※各欄の数値は、金融円滑化法が施行された平成21年12月からの累積額及び累積件数を記載しております。

### 貸付条件の変更等に関するご相談窓口

#### 【平日の実施場所と日時】

- ・実施場所: 全店舗
- ・窓口相談: 午前9時～午後3時
- ・電話相談: 午前9時～午後5時

#### 【休日の実施場所と日時】

- ・実施場所: しんきん住宅ローンセンター ☎0120-608-188
- ・窓口相談: 午前10時～午後5時
- ・電話相談: 午前10時～午後5時  
(しんきん住宅ローンセンターではご相談内容の受付のみを行い、後日お取引店よりご連絡をさせていただきます)

※お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、諏訪信用金庫 融資部 ☎0120-608-168 (直通) をご利用ください。  
・受付時間: 平日午前9時～午後5時

金融円滑化に関する詳細は諏訪信用金庫ホームページ <http://www.suwashinkin.co.jp/> をご覧ください

## 【 金融ADR制度への対応 】

### 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室・業務部 (午前9時～午後5時、電話: 0266-23-4567) にお申し出ください。

### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室・業務部または全国しんきん相談所 (午前9時～午後5時、電話: 03-3517-5825) 並びに関東地区しんきん相談所 (午前9時～午後5時、電話: 03-5524-5671) にお申し出があれば、東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター並びに山梨県弁護士会民事紛争解決センター (電話: 055-235-7202) 等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法 (現地調停) があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、山梨県弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室・業務部」にお尋ねください。

※金融ADR (Alternative Dispute Resolution) 制度とは、金融分野における紛争を裁判以外で解決する手段のことです。